

2021年6月2日

各位

株式会社 紀陽銀行

新型コロナウイルスワクチン接種にかかる特別休暇の対応について

株式会社紀陽銀行（頭取：松岡 靖之）は、新型コロナウイルスワクチンの接種が順次開始されているなか、積極的に接種を促進することで、新型コロナウイルス感染症対策の一助となるよう、従業員とその家族のワクチン接種にあたり特別休暇を付与します。

紀陽銀行は、「紀陽銀行 健康経営宣言」に基づき、従業員とその家族の健康を保持・増進することで地域金融機関としての金融仲介機能を維持し、地域社会とともに持続的に成長していくことをめざします。

記

1. 運用期間

2021年6月2日（水）～2022年2月28日（月）まで

2. 適用対象者

すべての従業員（パートタイマーを含む）

3. 休暇の取扱い

特別休暇（通常の有給休暇の付与日数とは別の特別な休暇）

4. 内容

（1）ワクチン接種時の特別休暇

従業員が平日にワクチン接種を円滑に進めることができるよう特別休暇を取得することができます。

（2）副反応発生時の特別休暇

接種日翌日以降の「副反応」の発生時における対応策として、接種1回あたり特別休暇を1日取得することができます。

（3）家族の付き添いや看病時の特別休暇

本人だけでなく、家族がワクチン接種する際の付き添いや副反応発生時の看病が必要な場合についても、接種1回あたり最大2日間の特別休暇を取得することができます。

以上

本取り組みは、SDGs（持続可能な開発目標）のゴール3「すべての人に健康と福祉を」につながる取り組みです。

